

学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業公募要領（追加公募）

2019年8月20日

総合教育政策局地域学習推進課

1. 事業名

学びを通じて社会的孤立の予防・解消等を図る実証実験

2. 事業の趣旨

我が国の地域コミュニティを取り巻く環境の変化として「グローバル化の進展と在留外国人の増加」、「地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化」等が挙げられており、日本で生活する外国人や一人暮らしの高齢者等（以下「対象者」という。）の社会的な孤立を未然に防ぐことは、地域の活性化、地域の安全・安心の確保や経済損失の節減を図る上でも重要な課題となっている。

そのため、地域の人づくりを担う社会教育担当部署が核となり、地域の多様な主体との連携・協働により、社会的に孤立しがちな人々の学びを通じた地域社会への参画を促進する社会教育実践活動を行うとともに、その効果について客観的な分析を行い、社会的孤立の予防・解消と活力ある地域社会づくりのための効果的な取組の在り方についての実証研究に取り組む。

この取組の成果の全国に普及することにより、社会教育関係職員が事業実践を通して得たネットワークを生かし、新たな事業に活用することで、ネットワーク型行政が推進されるとともに、地域の住民や多様な主体による社会的孤立の予防・解消等の成果を生かして、地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組が積極的に行われるようになり、安全・安心で活力ある地域が形成されることを目指す。

3. 業務の委託先

都道府県又は市町村若しくは都道府県又は市町村の教育委員会（以下「委託先」という。）

4. 業務の内容

地域の多様な主体の連携・協働により、社会的に孤立しがちな住民の社会参画を促進する活動を通じて、社会的孤立の予防・解消と活力ある地域社会づくりのための効果的な取組の在り方についての実証研究に取り組む。

なお、実証研究のテーマは以下のとおりとし、具体的には下記（１）～（５）を実施することとする。

- ・ 独居高齢者等ひきこもりがちな住民の社会参画促進

（１）委託先の社会教育担当部局課が中心となり、関係行政部局や社会教育団体、NPO等民間団体、企業、学校、大学、地域住民等の参画による実行委員会を組織し、社会的孤立の予防・解消のために必要な方策を検討する。

なお、業務を実施するに当たっては、実証実験事業で取り組むテーマに応じ、

- ・ 地方公共団体の教育部局・福祉部局等の行政組織
- ・ 町内会や自治会等の地縁に基づき形成された団体

- ・ 社会教育、家庭教育、青少年教育、人権教育、福祉等を振興する団体
 - ・ NPO法人
 - ・ 地域の商工会議所、農業協同組合、企業、商店街関係組織
 - ・ 大学・短期大学、高等学校等の教育機関
- などの関係機関・団体及び学識経験者等と連携すること。

(2) 実行委員会と地域住民との協働により、対象者の社会的孤立の予防・解消等に適した活動・学びの場を企画・運営する。また、地域住民と対象者支援に知見を持つ者とが連携し、対象者の参加を積極的に促す。

なお、上記活動・学びの場の企画・運営に際し、以下のような工夫・対応に努めること。

- ・ 対象者が抱える課題に即し、自然と参加したくなるような学びの場とし、社会参加が促進されるよう工夫する。
- (例) 地域防災、高齢者の健康増進など
- ・ 参加者間で良好な関係を構築し、学習や実践活動を通じて身につけた意欲や力を地域に貢献できる活動に生かしていけるよう学習・活動のプログラムを工夫する。
 - ・ 対象者の個々の実情に応じ、支援機関（医療・福祉等）につなぐなど柔軟な対応を図る。

(3) 実行委員会は、上記(2)の取組を進めながら、以下の取組を行うこと

- ・ 地域における活動の核となる人材を育成するために、ファシリテーション能力、コーディネート能力等を高めるための研修等を実施
- ・ 対象者が地域住民とともに地域社会に貢献できるような活動を持続的に続けられる仕組みづくりの研究
- ・ 学びを通じた社会参画の効果の試算・分析方法の研究

(4) 本実証実験事業の成果の普及・啓発により全国各地で実践を展開させるため、文部科学省の主催で開催する「全国フォーラム」において、各委託先の取組内容やその成果について発表を行うこと。

※ 全国フォーラムの開催（予定）

日程：2020年2月中旬～下旬

会場：文部科学省（東京都千代田区霞が関3-2-2）

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の取組や研究の内容・過程・結果等本委託業務の具体的な実施結果について報告書にまとめ、文部科学省に提出すること。

なお、本要項8に定める委託業務完了（廃止）報告書（様式4）とは別に作成すること。

5. 委託期間

契約を締結した日から2020年3月13日までとする。

6. 業務規模

委託額は総額150万円程度とし、採択数は1箇所程度を予定。

7. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある者に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

8. 業務計画書の提出等

(1) 提出書類

・ 「業務計画書」(様式1)

※ 業務の一部を再委託しようとする場合は、「業務計画書(再委託に関する事項)」(様式3)を提出すること。

※ 様式1の「業務計画書」については、別紙を添付することも可能とするが、A4サイズで作成すること。

※ 用紙サイズはA4縦版とすること。

※ 様式の作成に当たっては、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

※ 日本語及び日本国通貨で記入すること。

※ 業務計画書の作成に当たっては、記入例及び(別紙)「学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業 経費の取扱い」を参照すること。

・ その他必要な資料

※ 様式1の「業務計画書」を補足する刊行物や映像等の資料を添付してもよい。その場合、下記(2)の提出部数と同数の資料を添付するとともに、資料の概要も添付すること。

※ 謝金や旅費、会議費等の支出規程、見積書等の経費積算の根拠となる資料

(2) 提出部数等

・ 正本を1部、コピーを8部提出すること。

・ 書類は両面印刷不可。着脱可能なクリップ等でまとめること。

(3) 提出方法

公印を押した提出書類一式を紙媒体で(4)に示す提出先に郵送又は直接持参することとする。また、作成した各様式の電子媒体を電子メールにて併せて提出すること(公印不要)。提出に当たっては、以下①～③に示す事項に注意すること。

※ 紙媒体の提出は①又は③の方法により提出すること。

① 郵送等(郵便、宅配便等)

・ 簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

・ 封筒に『「学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業」業務計画書在中』と朱書きすること。

・ 郵送中の事故については、文部科学省は一切の責任を負わない。

② 電子メール送付

- ・ Word、Excel にて作成した様式ファイルを電子メールに添付の上、(4) に示す提出先メールアドレスまで送信すること。
- ・ メールの件名は「【申請団体名】 学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業計画書」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

③ 持参

- ・ 受付時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時を除く）

(4) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
TEL：03-5253-4111（内線2974）
FAX：03-6734-3718
E-mail：kouminkan@mext.go.jp

(5) 提出期限

2019年9月13日（金）17時

(6) その他

- ・ 提出書類は、提出期限後の提出、差し替え及び訂正は認められないので注意すること。
- ・ 業務計画書等の作成・送付費用は、選定結果にかかわらず提出者の負担とする。また、提出された業務計画書等については、返却しない。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

文部科学省に置く実証実験事業審査委員会において、提出された業務計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切なものであると認めた場合、当該申請団体に対して業務の委託を決定する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない程度において、再度修正した業務計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

(5) その他

選定において、業務計画書以外に必要となる情報があれば、実証実験事業審査委員会は、追加で資料の提出等を依頼することができる。

10. 誓約書の提出等

本企画競争においては、誓約書の提出は要しない。

1 1. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基にした契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、業務計画書等の内容を勘案して決定するので、申請者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ業務に着手できないことに留意すること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

1 2. スケジュール

公募開始：2019年8月20日（火）

公募締切：2019年9月13日（金）

審査・選定：2019年9月下旬頃（予定）

契約締結：2019年10月中旬頃（予定）

契約期間：契約締結日から2020年3月13日まで

※ 契約締結後でなければ業務に着手できないので、業務計画書の作成に当たっては、業務開始日に柔軟性を持たせること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

1 3. その他

- (1) 採択件数は現時点での予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は実証実験事業審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利になるような質問等については回答できない。質問等に関する重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 業務に係る事項については、委託要項、委託要領等によるものとする。
- (4) 業務実施に当たっては、契約書を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備しておくこと。

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書等）
- ・ 銀行振込依頼書